

# 消費生活

No.103  
平成25年1月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎ 23-1161 成田市花崎町760 市役所2階

## 特集

## 美容医療サービスのトラブルにご注意ください！

お知らせ 第40回成田市消費生活展を開催します

お知らせ 消費生活モニターを募集します

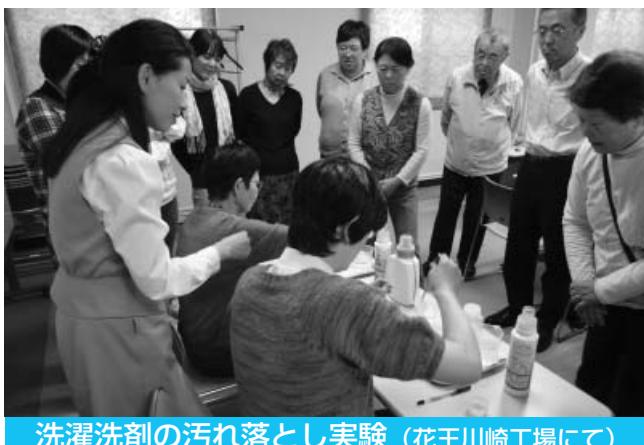
## 消費生活モニターの活動報告



ごみを拾って印旛沼をきれいに



消費生活展の出展作品を制作



洗濯洗剤の汚れ落とし実験（花王川崎工場にて）

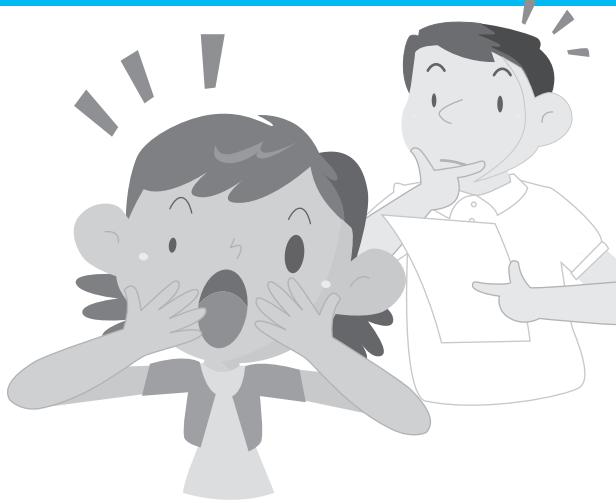


「だし・うま味」について学習（味の素KK川崎工場にて）

消費生活モニターは、毎月の学習会を中心に、日々の生活に密着した商品などの工場見学や印旛沼クリーンハイキングへの参加など、さまざまな活動を行っています。

また現在は、2月に開催される消費生活展に向けて出展作品を制作中です。今回は、ごみの減量化や省エネの工夫について学んだ成果を発表する予定ですので、ご期待ください。

# 美容医療サービスのトラブルにご注意ください！



近年では、美意識の高まりや、メスを使わずにできる「プチ整形」の手軽なイメージから、美容医療サービス<sup>(※1)</sup>に関心をもつ人が多くなっています。その一方で、カウンセリングを受けるだけのつもりが高額の契約をしてしまったり、リスクを考えずに安易な気持ちで施術を受けたりして、トラブルとなるケースが増えています。

## ◎トラブル事例を知り、契約は慎重にしましょう。

### 【トラブル事例】

- カウンセリングを受けるだけのつもりで行ったクリニックで施術を勧められ、その場で高額のローンを組まされた。



- 美容クリニックで5日後にレーザー脱毛の施術を受ける契約をした。翌日、解約を申し出たら高額な解約料を請求された。

- しわを取って簡単に若返る！との広告を見て美容クリニックに行き、数百万円の施術を受けたが効果がなかった。

- 美容クリニックで二重まぶたにする施術をしたら、角膜に傷がついた。

- ホームページと電話で包茎手術が75,000円でできると確認して、クリニックに行った。しかし、カウンセリングを受けるうちに最も高額な120万円の施術をすることになり、その日のうちに施術を済ませたが、説明どおりの結果が得られず高額のローンが残った。



※1 美容医療サービスとは、美容を目的として医師が施術するものをいい、二重まぶた手術、しわ取り、シミ取り、脱毛エステ、審美歯科、包茎手術などがあります。

## ◎消費者へのアドバイス

1 美容医療は緊急性がない場合が多いので、本当に必要かよく考えましょう。

2 美容医療は経済的負担が大きく、身体的負担や思いどおりの結果が得られないなどのリスクもあるので、自分にとって本当に必要かよく考えましょう。

3 医療機関、医師の選択に際しては、広告をうのみにしないでさまざまな情報を収集して決めましょう。

4 契約する前に、契約内容、解約可能か、費用総額や施術内容、リスクなどについて医師や医療機関によく確認しましょう。

5 その場で施術や契約、予約を勧められても断り、いったん家に書類を持ち帰ってから他の医療機関のサービス内容や価格について冷静に比較検討しましょう。

6 トラブルの発生に備えて、施術前と後の写真を撮り、医師・医療機関とのやり取りや契約の経過等の事実関係を整理するなどして、メモや各種資料を保管しておきましょう。

美容医療サービスを行うクリニックとの契約は、原則として、特定継続的役務提供契約にあたる「いわゆるエステ」のような中途解約制度がありません<sup>(※2)</sup>。そのため、無条件で解約することは難しく、話し合いで解決することになります。アドバイスを参考に、トラブルを未然に防ぐことが大切です。

また、トラブルにあってしまった場合は、一人で悩まず、早めに消費生活センターに相談してください。

<sup>※2</sup> エステティックサロンでの契約は、契約期間が1カ月を超え、契約金額が5万円を超える場合、特定商取引法の特定継続的役務提供契約にあたると思われ、クーリング・オフや中途解約ができる場合があります。

### 美容医療に関する相談や情報の収集先

#### ●公益社団法人日本美容医療協会（JAAM）

電話相談 ☎03-3239-9710……毎週木曜日午後7時～8時30分

(学会等により休みの場合があります。)

オンライン公開相談室……………[公益社団法人日本美容医療協会（JAAM）のホームページ](#)



# 第40回成田市消費生活展

## 今こそ活かそう！みんなの知恵 ～くらしの中にちょっとした工夫を～

消費者の暮らしのヒントになる情報がいっぱいの消費生活展。  
ぜひ会場にお越しください。

日 時：平成25年2月23日（土）・24日（日）

午前10時～午後4時

会 場：ユアエルム成田店 1階センタープラザ

（成田市公津の杜4-5-3）

※会場にお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

内 容：○各出展団体によるパネル展示・PRコーナー

○イベントコーナー

花苗・風船のプレゼント、太巻き寿司の実演 など



## 平成25年度「成田市消費生活モニター」募集！

消費生活モニターは、消費生活に関する学習会や意見交換会を中心としたモニター会議（月1回程度予定）や工場見学などに参加し、賢い消費者を目指します。また、そこで得た消費生活に関する知識や情報を市民に向けて広く啓発していきます。活動内容については、1ページを参照してください。

◆募集人員 **20名以内**（選考あり）

◆申込期限 2月28日（木）

◆申込方法 所定の申込書に必要事項を記入のうえ、成田市役所商工課に直接提出してください。（申込書および募集要項を希望される方は、商工課（電話：20-1622）までご連絡ください。）

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時／月曜日～金曜日（土・日、祝日、年末年始を除く）午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター（市役所2階）☎23-1161 ●